

「南さつま市スポーツ観光推進協議会」 合宿等誘致促進奨励金について

南さつま市内でスポーツ大会や合宿をする団体様に奨励金をお支払いしています。ぜひご活用ください。

■ 奨励金の支払い要件

- 県外や県内離島にある運動系の団体（プロ・実業団・部・サークル）であること
 - ・文化系の団体は奨励金支払いの対象外となります。

- 市内の施設で大会や練習を行い、かつ、市内の施設に宿泊すること
 - ・練習だけ市内、宿泊だけ市内という場合は奨励金支払いの対象となりません。
 - ・宿泊料を要しない施設や集会施設・キャンプ場のテント・コテージなどに宿泊する場合も奨励金支払いの対象となりません。
 - ・「かせだ交流センターさんばる」に宿泊する場合も対象になります。
- ※ なお、大会参加の場合、大会運営経費などで市が関係する大会において一部対象外（ガンバリーナかせだ杯及び西日本女子サッカーなど）のものがあります。事前にお問い合わせください。

- 1回の合宿等における宿泊日数が**連続 2 日間以上で、かつ、延べ宿泊数が20泊以上**であること
 - ・延べ宿泊数とは、宿泊数の合計で、例えば20人が2泊した場合の延べ宿泊数は、20人×2泊で、40泊となります。

■ 奨励金の額

- 奨励金は、高校生以下が1人1泊700円、大学生を含む一般の方が1人1泊1,000円で、1回の合宿等につき20万円を限度とします。
- 市が設置した「かせだ交流センターさんばる」に宿泊する場合は1人当たり一律1泊500円とします。
(例・・・一般の場合)
- ※ 20人が5泊した場合、 $20人 \times 5泊 \times 1,000円 = \underline{100,000円}$
- ※ 50人が6泊した場合、 $50人 \times 6泊 \times 1,000円 = 300,000円$
但し、限度額を超えるため、奨励金は200,000円となります。

■ 奨励金の請求手続き

- 合宿を開始する前又は合宿中に、『奨励金交付申請書』を協議会事務局に提出してください。
(事後の申請は対象外となります。)
- 合宿終了後は、市内の宿泊施設が発行する『宿泊者数証明書』と『奨励金口座振込申出書』を協議会事務局に提出してください。